令和８年

奥州市教育委員会会議録

第５回定例会５月25日招集

奥州市教育委員会

１　開会、閉会等に関する事項

開催日時　開会　　令和８年５月25日(月)午後３時

閉会　　令和８年５月25日(月)午後３時38分

開催場所　江刺総合支所４階特別会議室

２　出席委員等の氏名

	髙　橋　　勝	教育長
１番	佐々木　哲　也	委員（教育長職務代理者）
２番	松　本　　崇	委員
３番	菊　地　　幸	委員
４番	猪　股　登喜子	委員

３　説明のため出席した職員の職及び氏名

佐藤裕恵教育部長、佐藤由雄教育総務課長、千田有美学校教育課長、菅野明史学校教育課主幹、吉田俊彦歴史遺産課長、千葉一茂協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長

４　本日の会議に付した事件（議事日程第１号）

第１　会期の決定

第２　教育長報告

生徒指導について

第３　議案第１号　県費負担教職員の懲戒処分の内申に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第４　議案第２号　令和８年度奥州市奨学生の決定について

第５　議案第３号　奥州市奨学生選考委員会委員の委嘱に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

第６　議案第４号　奥州市学校給食運営協議会委員の委嘱に関し議決を求めることについて

第７　議案第５号　奥州市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

５　会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第１号」により進めることを宣言、秘密会とする議決（教育長報告 「生徒指導について」、議案第１号「県費負担教職員の懲戒処分の内申に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて」及び 議案第２号「令和８年度 奥州市奨学生の決定について」）、秘密会とした教育長報告、議案第１号及び議案第２号は学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分及び審議の結果のみを公表することの議決、議案の審議等、閉会

第１　会期の決定について

本日１日限りと決定

第２　教育長報告

生徒指導について

○千田学校教育課長が資料に基づき説明

以上で教育長報告を終わる。

第３　議案第１号　県費負担教職員の懲戒処分の内申に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

○佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由の説明、千田学校教育課長が詳細説明

原案承認

第４　議案第２号　令和８年度奥州市奨学生の決定について

○佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由、佐藤教育総務課長が詳細を説明

原案可決

第５　議案第３号　奥州市奨学生選考委員会委員の委嘱に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

○佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由の説明、佐藤教育総務課長が詳細説明

【提案理由】

・令和８年５月11日までの任期で委嘱している奥州市奨学生選考委員会委員10名の任期満了に伴い後任の委員を委嘱しようとするものであるが、教育委員会を招集するいとまがなく、教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき臨時代理処理を行ったことから、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

・奥州市奨学金貸与条例第23条に基づき、市内の高等学校長、社会教育委員及び学識経験者について、関係団体等に推薦を依頼し、それぞれから推薦のあった者10名を委嘱したもの。委員の任期は、令和８年５月12日から２年間である。

【質疑等】

なし

【討論】

※人事案件につき省略

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし

原案承認

第６　議案第４号　奥州市学校給食運営協議会委員の委嘱に関し議決を求めることについて

○佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由の説明、菅野学校教育課主幹が詳細説明

【提案理由】

・ 令和８年５月31日までの任期で委嘱している奥州市学校給食運営協議会委員15名が任期満了となることから、後任の委員を委嘱しようとするもの。

【詳細説明】

・ 委員の選出区分等となっている、奥州市校長会、奥州市教育研究会学校給食部会、奥州市ＰＴＡ連合会、食生活推進協議会、奥州保健所・県南教育事務所・市の健康増進課に委員の推薦を依頼し、推薦いただいたもの。任期は本年６月１日から２年間となっている。

【質疑等】

なし

【討論】

※人事案件につき省略

採決の結果、原案のとおり決することに全員異議なし

原案可決

第７　議案第５号　奥州市社会教育委員の委嘱に係る臨時代理処理に関し承認を求めることについて

○ 佐藤教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由の説明、千葉生涯学習スポーツ課長が詳細説明

【提案理由】

・ 令和８年５月11日までの任期で委嘱している奥州市社会教育委員18名の任期満了に伴い後任の委員を委嘱しようとするものであるが、教育委員会を招集するいとまがなく、教育長に対する事務委任等に関する規則の規定に基づき臨時代理処理を行ったことから、この処理に対し、同規則の規定により当委員会の承認を求めるため、本案を提出するもの。

【詳細説明】

・ 本市の社会教育委員については、奥州市社会教育委員に関する条例において、委嘱の基準、委員定数、任期を規定しており、学校教育関係者、社会教育・家庭教育関係者、学識経験者の選任区分に応じて、学校や各団体、地域から委員を推薦いただいている。委員の任期は２年と定められており、令和８年５月11日の任期満了までに後任委員の選任を行う必要があるため、学校や関係団体に委員候補者の推薦を依頼し、委員18人中、4月28日付けで17名、５月８付けで１名を臨時代理処理により決定、委嘱したもの。

【質疑等】

なし

【討論】

※人事案件につき省略

採決の結果、原案のとおり承認することに全員異議なし

原案承認

閉会